

小田原市ふるさと文化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

小田原市長 加藤憲一

小田原市条例第32号

小田原市ふるさと文化基金条例の一部を改正する条例

小田原市ふるさと文化基金条例（昭和61年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ふるさと文化基金」を「小田原市ふるさと文化基金」に改める。

第3条第1号中「寄付金」を「寄附金」に改める。

第7条中「第3条第2号の規定により積み立てた額の範囲内において」を「第2条に規定する経費に充てる場合に限り」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。